

介護保障特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
公的介護保険制度	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
契約年令	この共済契約の始期日における被共済者の年令をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
対象期間	<p>当会が共済金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から共済契約証券記載の期間を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。</p> <p>①対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ②対象者が死亡した場合 ③被共済者が死亡した場合</p>
対象者	加入者証記載のこの特約の対象者をいいます。
共済金	この特約により保障される損害が発生した場合に、当会が被共済者に支払うべき金銭をいいます。
共済金額	この特約により保障される損害が発生した場合に当会が支払うべき共済金の限度額をいいます。
要介護状態	<p>次の①または②のいずれかの状態をいいます。</p> <p>①要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」（平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知）の判定において、医師からⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはMのいずれかを受けている状態</p> <p>②要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態</p>

要介護状態に該当した日	対象者が保障期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日(注)をいいます。 (注) 有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
労働者災害補償制度	次の①から⑤までのいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ①労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ②国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）
交通費	航空機、船舶、自動車（タクシーを含む。）、鉄道等の運賃、自家用車使用時の燃料代、有料道路使用のための通行料等、レンタカー費用をいいます。
レンタカー費用	レンタカーを借り入れるために必要な費用およびレンタカーの使用に必要な燃料代等をいい、レンタカーを滅失、破損または汚損したことにより、そのレンタカーを借りるために通常支払うべき費用を超えた費用および有料オプションに要する費用は含みません。
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいい、カーシェアリングの利用に要する費用を含みません。
社会的事由	対象者の介護を担う家族の病気や事故、出産、冠婚葬祭、出張などをいいます。
行方不明	対象者の所在が明らかでなく、行方不明者届が警察に受理された場合をいいます。
行方不明の開始時	行方不明者届において記録された「行方不明年月日」をいいます。
行方不明者届	「行方不明者発見活動に関する規則」（国家公安委員会規則）に定める「行方不明者届」をいいます。
介護業務	身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者について入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務をいいます。
介護事業者	介護保険法に定める指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および介護保険施設等の介護業務を行う事業者をいいます。

免責金額	支払共済金の計算にあたって損害額から差し引く金額(3千円)をいいます。(免責金額は被共済者の自己負担となります。)
------	---

第2条 (共済金を支払う場合)

当会は、対象者が要介護状態に該当したことにより、被共済者が日本国内において対象者の介護のために対象期間中に利用した次条に定めるサービス等の費用に対して、この特約および介護両立支援プラン普通共済約款の規定に従い、共済金を支払います。

第3条 (費用の範囲)

(1) 前条の費用とは、次の①から⑤までに掲げる費用のうち、あらかじめ当会の承認を得たものをいいます。

① ショートステイ利用費用

対象者が有料ショートステイを利用した費用^(注1)をいいます。

② 施設入居費用

対象者がグループホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院^(注2)に入居するための費用^(注3)をいいます。

③ 帰省にかかる交通費

被共済者または被共済者の配偶者が対象者の介護を目的として対象者の居住する地へ帰省するために、被共済者が負担した往復交通費をいいます。ただし、住居を出発してから住居に帰着するまでの期間が、その日を含めて180日以内である場合に限ります。

④ レスパイトにかかる交通費

対象者を介護する被共済者が休息する目的をもって外出する際の、住居を出発してから住居に帰着するまでの間に利用した交通費、および被共済者の社会的事由により対象者が臨時で介護サービスを利用するために要する交通費をいいます。

⑤ 認知症患者検索費用

対象者が行方不明となったことにより、その検索に必要とした以下の費用。ただし、当会が共済金を支払うのは、行方不明の開始時から起算して24時間を経過してもなお対象者が発見されない場合に限り、行方不明者届提出後180日以内に検索のために必要とした費用で、その費用を負担したことが分かる領収書を提出できるものに限ります。

ア	検索広告費用	ポスターまたはビラ等の作成もしくは新聞広告に関する費用をいいます。
イ	検索交通費	被共済者が必要とした次の費用をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の検索を行うために必要とした交通費 ・現地^(注4)へ赴く被共済者の現地までの交通費 ・現地から被共済者の住居までの交通費

ウ	捜索依頼費用	被共済者が対象者の捜索を警察以外で業として捜索を行う機関または介護事業者に依頼した場合の費用。
エ	謝礼費	捜索に対する謝礼としての手土産等の購入費用をいい、現金、小切手、株式、手形その他の有価証券またはプリペイドカード、商品券、印紙、切手その他これらに準ずるものを除きます。ただし、支払う費用は、行方不明者届を提出後180日以内において、1万円を限度とします。

(注1)ショートステイを利用した費用

公的介護保険制度において給付の対象となる短期入所生活介護、短期入所療養介護、および老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホームが提供する有料ショートステイを利用した費用で、居住費または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う費用をいいます。ただし、公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスの利用に要した費用(公的介護保険制度の給付の有無を問いません。)を除きます。

(注2)グループホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

次の①から⑤いずれかに該当する施設をいいます。

- ①老人福祉法に定める認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営む住居
- ②老人福祉法に定める特別養護老人ホーム
- ③介護保険法に定める介護老人保健施設
- ④医療法に基づく介護療養型医療施設
- ⑤介護保険法に定める介護医療院

(注3)入居するための費用

グループホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するもの、公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスの利用に要した費用(公的介護保険制度の給付の有無を問いません。)を除きます。

(注4)現地

対象者が行方不明になった地または対象者の収容地

(2) 次の①または②のいずれかの給付等がある場合は、その額を前条(1)の費用の額から差し引くものとします。

- ① 公的介護保険制度または労働者災害補償制度において行われるべき給付
- ② ①のほか、前条(1)の費用を支払った被共済者に対して、その支払った費用の範囲内で行われた給付

第4条（保障期間と支払責任の関係）

（1）当会は、対象者が保障期間中に要介護状態に該当した場合に限り、共済金を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、この共済契約が初年度契約である場合において、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、保障期間の開始時より前であるときは、当会は、共済金を支払いません。

（3）（1）の規定にかかわらず、この共済契約が継続契約である場合において、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、初年度契約の保障期間の開始時より前であるときは、当会は、共済金を支払いません。ただし、その初年度契約の保障期間の開始時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。

（4）初年度契約の締結の後に共済金の支払条件の変更があった場合は、当会は、次の①または②の共済金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。

- ①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された共済金の額
- ②対象者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された共済金の額

第5条（共済金を支払わない場合）

（1）当会は、対象者が次の①から⑬までのいずれかに該当する事由によって生じた疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由によって要介護状態に該当した場合は、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者^(注1)、被共済者または対象者の故意または重大な過失
- ② 共済金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が共済金の一部の受取人である場合は、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被共済者または対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被共済者または対象者が次のア．またはイ．のいずれかに該当する間に生じた事故
ア．法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 対象者の麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合を除きます。
- ⑥ 対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師

が薬物を用いた場合を除きます。

- ⑦ 対象者の先天性異常
 - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動^(注4)
 - ⑩ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑬ 頸部症候群^(注7)、腰痛その他の症状で、対象者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、共済金を支払いません。)
- (2) 正当な理由がなく対象者が治療を怠ったことまたは共済契約者^(注1)、被共済者もしくは共済金を受け取るべき者^(注2)が治療をさせなかったことにより対象者が要介護状態に該当した場合は、当会は、共済金を支払いません。

(注1) 共済契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 共済金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質(注5)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条（支払共済金の限度）

当会が支払う共済金の額は、対象期間中に利用した第3条（費用の範囲）（1）に定めるサービス等の費用を合算し、共済金額をもって限度とします。ただし、第3条（費用の範囲）（1）③および④については、1回の^{（注1）}帰省に係る交通費もしくはレスパイトに係る交通費から免責金額を差し引いて算出します。

（注1）1回の

住居を出発してから住居に到着するまでの間をいいます。

第7条（共済金の支払先）

第2条（共済金を支払う場合）の規定にかかわらず、被共済者が当会と提携する事業者から第3条（費用の範囲）（1）の費用の請求を受けた場合において、被共済者がその事業者への共済金の支払を当会に求めたときは、当会は、被共済者がその費用を第3条（費用の範囲）（1）の費用として負担したものとみなして共済金をその事業者に支払います。

第8条（要介護状態に再度該当した場合の取扱い）

（1）対象者が要介護状態に該当しなくなったことにより対象期間が終了した場合は、その事実が発生した日の翌日から1年以内に要介護状態に再度該当^{（注1）}した時に限り、後の要介護状態は前の要介護状態と同一の要介護状態とみなし、後の要介護状態の有効期間の初日^{（注2）}から対象期間が継続するものとします。

（2）（1）の場合において、対象期間の終了日は、要介護状態に該当していなかった日数分延長されるものとします。

（注1）要介護状態に再度該当

後の要介護状態の有効期間の初日（注2）を開始することをいいます。

（注2）有効期間の初日

公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。

第9条（共済金の返還）

当会が共済金を支払った後に、事業者との契約の解約または取消等により、被共済者の負担した費用が返還された場合は、当会は支払った共済金の全部または一部の返還を求めることができます。

第10条（この特約の無効）

（1）対象者が告知日の2年前の応当日から初年度契約の共済期間の開始日の前日までに要介護状態に該当していた場合は、被共済者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、この特約は無効とします。

（2）（1）の場合において、告知前に対象者が要介護状態に該当していた事実を、共済契約者および被共済者がともに知らなかったときは、当会は、既に払い込まれたこの特約の共済掛金の全額を返還します。

（3）（1）の場合において、告知前に対象者が要介護状態に該当していた事実を、共済契約者または被共済者が知っていたときは、当会は、既に払い込まれた共済掛金を返還しません。

（4）（1）の場合において、告知の時から初年度契約の保障期間の開始日の前日までの間に対象者が要介護状態に該当していたときは、当会は、既に払い込まれたこの特約の共済掛金の全額を返還します。

（5）本条の規定によってこの特約が無効となる場合は、介護両立支援プラン普通共済約款第2章基本条項第4条（告知義務）（2）および同条項第15条（共済掛金の返還—無効または失効の場合）（1）の規定を適用しません。

第11条（この特約の失効）

（1）対象者が保障期間中に要介護状態に該当した場合は、要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。

（2）共済契約締結の後、対象者が死亡した場合は、その事実が発生した時に、この特約は効力を失います。

（3）（1）または（2）の規定により、この特約が失効となる場合は、当会は、この特約の共済掛金から既経過期間に対し月割^(注)により計算した共済掛金を差し引き、その残額を返還します。

（注）月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

第12条（要介護状態に該当したときの通知）

（1）対象者が要介護状態に該当した場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは要介護状態の内容を証明する

医師の診断書を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第13条（共済金の請求）

(1) この特約に係る共済金の当会に対する共済金請求権は、被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。

(2) この特約に係る共済金の請求書類は、次の①から⑭までに掲げる書類のうち当会が求めるものとします。

①保険金請求書

②保険証券

③当会の定める要介護状態説明書

④被共済者または共済金を受け取るべき者の印鑑証明書

⑤対象者の要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書

⑥被共済者および対象者の戸籍謄本

⑦当会が対象者の症状・治療内容等について医師または介護支援専門員^(注1)に照会し説明を求めることについての同意書

⑧委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(共済金の請求を第三者に委任する場合)

⑨対象者が公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類^(注2)

⑩労働者災害補償制度を利用したことを示す書類

⑪被共済者が第3条（費用の範囲）(1)に掲げる費用のそれぞれについて、その費用を負担したことおよび内訳を証明する書類または当会と提携する事業者からのその費用の請求書

⑫施設の入居に関する契約書および重要事項説明書

⑬当会が第3条（費用の範囲）(1)に掲げる費用について事業者に照会し説明を求めることについての同意書

⑭その他当会が普通共済約款第2章第19条（共済金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの

(注1) 介護支援専門員

公的介護保険制度を定める法令に規定された介護支援専門員証の交付を受けた者をいいます。

(注2) 対象者が公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類

公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定の申請に要した書類の写しおよび対象者が受領した公的介護保険制度の要介護認定に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。

第14条 (他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

(1) 第2条 (共済金を支払う場合) の費用に対して共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条 (費用の範囲) (1) の費用の額を超えるときは、当会は、次に定める額を共済金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この共済契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第3条 (費用の範囲) (1) の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条 (当会の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会は、第12条 (要介護状態に該当したときの通知) の通知または第13条 (共済金の請求) の規定による請求を受けた場合は、要介護状態の確認その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者、対象者または共済金を受け取るべき者に対し当会の指定する医師が作成した対象者の診断書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断のために要した費用^(注)は、当会が負担します。

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第16条 (代位)

(1) 第2条 (共済金を支払う場合) の費用が生じたことにより被共済者が対象者の有する損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会がその費用に対して共済金を支払ったときは、その債権は当会に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会が費用の全額を共済金として支払った場合

被共済者が取得した債権の全額

②①以外の場合

被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない費用の額を差し引いた額
(2)(1)の②の場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 共済契約者、被共済者および対象者は、当会が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会の負担とします。

第17条 (契約年齢誤りの取扱い)

(1) 共済契約申込書に記載された対象者の契約年齢に誤りがあり、実際の年齢が、共済契約締結の際、この特約の引受対象年齢の範囲外であった場合は、この特約またはこの特約の契約年齢に誤りがあった対象者部分は無効とし、既に払い込まれたこの特約またはこの特約の契約年齢に誤りがあった対象者部分の共済掛金を共済契約者に返還します。

(2) 共済契約申込書に記載された対象者の契約年齢に誤りがあり、実際の年齢が、共済契約締結の際、この特約の引受対象年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて共済契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれた共済掛金が正しい契約年齢に基づいた共済掛金と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(3) 当会は、共済契約者が(2)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合^(注)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(4) (2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(3)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、次の①または②のいずれかに該当する要介護状態に対しては、誤った契約年齢に基づいた共済掛金の正しい契約年齢に基づいた共済掛金に対する割合により、共済金を削減して支払います。

① 契約年齢を誤った共済契約の保障期間の開始時から、追加共済掛金を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態

② 契約年齢を誤った共済契約の保障期間の開始時から、追加共済掛金を領収した時までの期間中に該当した要介護状態

(注) 追加共済掛金の支払を怠った場合

当会が共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、請求を拒否します。

第18条 (介護両立支援プラン普通共済約款の読み替え)

(1) この特約においては、普通共済約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章第1条（用語の定義）「治療」の規定中「被共済者」とあるのは「対象者」

。

② 第2章第4条（告知義務）（3）、（4）および（8）の規定中「被共済者」とあるのは「対象者」

③ 第2章第22条（被共済者が複数の場合の約款の適用）の規定中「被共済者」とあるのは「被共済者または対象者」

第19条（重大事由による解除に関する特則）

共済契約者または被共済者が介護両立支援プラン普通共済約款第2章第11条（重大事由による解除）（1）の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより同条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、同条（3）の規定は、同条（1）の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

第20条（準用規定）

この特約に規定されていない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、介護両立支援プラン普通共済約款の規定を準用します。

共済掛金分割払特約（猶予期間延長用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通共済約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
口座振替	指定口座から口座振替により共済掛金を集金することをいいます。
共済掛金	この特約における「共済掛金」は、年間共済掛金額（月払共済掛金×12回）をいいます。
次回追加共済掛金払込期日	追加共済掛金払込期日の翌月の追加共済掛金払込期日をいいます。
次回共済掛金払込期日	共済掛金払込期日の翌月の共済掛金払込期日をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
請求日	当会が追加共済掛金を請求した日をいいます。
追加共済掛金払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加共済掛金の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会の定める期日とします。
通知事項の通知	この共済契約に付帯される他の特約に定める通知義務の規定による通知をいいます。
提携金融機関	当会と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
分割追加共済掛金	追加共済掛金を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
分割共済掛金	共済掛金を12分割した金額とし、月払共済掛金をいいます。
共済掛金払込期日	共済掛金の払込期日をいいます。ただし、共済掛金の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会の定める期日とします。

未払込分割共 済掛金	共済掛金から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいい、追加共済掛金がある場合は、追加共済掛金の総額および共済掛金総額から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。
---------------	---

第1条（共済掛金の分割払）

当会は、この特約により、共済契約者は共済掛金を1/2分割した金額を払い込むことを承認します。

第2条（共済掛金の払込方法）

- (1) 共済契約者は、共済契約締結の後、第1回分割共済掛金を共済掛金相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。
- (2) 第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合において、共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会は、共済掛金払込期日にその分割共済掛金の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割共済掛金の共済掛金払込期日が始期日の属する月の翌末日までにあるときにおいて、共済契約者が第2回分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割共済掛金の共済掛金払込期日をその第2回分割共済掛金の共済掛金払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（共済掛金領収前の事故）

- (1) 保障期間が始まった後でも、共済契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会は、共済金を支払いません。
 - ①この共済契約の第1回分割共済掛金の払込みを怠り、この共済契約の始期日から、第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由が生じていた場合

- ②この共済契約の第1回分割共済掛金の払込みを怠り、この共済契約の始期日から、第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
- ③この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済契約における第1回分割共済掛金の払込みを怠り、その共済契約の始期日から、その共済契約の第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
- (2) 共済契約者が第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会は、共済金を支払いません。
- ①この共済契約の第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由が生じていた場合
- ②この共済契約の第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
- ③この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済契約における第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
- (3) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合であって、共済契約者がその分割共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会は、「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会は共済掛金払込期日の属する月の翌々月の共済掛金払込期日に請求する分割共済掛金をあわせて請求できるものとします。ただし、この共済契約の保障期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当会は、共済掛金契約者に対し

て、共済掛金払込期日到来前の分割共済掛金の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第4条(追加共済掛金の払込方法)(8)③の規定ならびにこの共済契約に付帯される他の特約に定める「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条(追加共済掛金の払込方法)

- (1) 当会が、第6条(共済掛金の返還または請求)の規定による追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、請求日にその全額を一括して払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共済契約者は、追加共済掛金を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加共済掛金の払込み
① 第1回分割追加共済掛金	請求日に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加共済掛金	追加共済掛金払込期日までに払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加共済掛金の払込方法が口座振替による場合において、追加共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会は、追加共済掛金払込期日にその分割追加共済掛金の払込みがあったものとみなします。(4) 当会は、共済契約者が第6条(共済掛金の返還または請求)①または②の規定による追加共済掛金の払込みを怠った場合^(注1)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(5) 第6条(共済掛金の返還または請求)①の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(4)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、この共済契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(6) 第6条(共済掛金の返還または請求)②の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(4)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、通知義務の対象

(注2) この規定

第3条(共済掛金領収前の事故)(3)の規定ならびにこの共済契約に付帯される他の特約に定める「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第5条(分割共済掛金不払の場合の当会による共済契約の解除)

(1) 当会は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

① 共済掛金払込期日^(注1)の属する月の翌月末日までに、その共済掛金払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがない場合

② 共済掛金払込期日^(注1)までに、その共済掛金払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがなく、かつ、次回共済掛金払込期日^(注3)において、次回共済掛金払込期日^(注3)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割共済掛金^(注2)を払い込むべき共済掛金払込期日^(注1)または満期日のいずれか早い日

② (1)②による解除の場合は、次回共済掛金払込期日^(注3)または満期日のいずれか早い日

(注1) 共済掛金払込期日

第4条(追加共済掛金の払込方法)(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割共済掛金

第4条(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、分割追加共済掛金を含みます。

(注3) 次回共済掛金払込期日

第4条(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、次回追加共済掛金払込期日を含みます。

第6条 (共済掛金の返還または請求)

次のいずれかに該当する事由により共済掛金を返還または請求する場合には、当会は、普通共済約款およびこれに付帯される特約の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の共済掛金を返還または請求します。

- ①訂正の申出により契約内容を変更する場合において、共済掛金料率を変更する必要があるときには、変更前の共済掛金料率と変更後の共済掛金料率との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- ②①のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当会に通知し、承認の請求を行い、当会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- ③この共済契約が失効となった場合は、未経過期間に対する共済掛金と未払込分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ④第4条(追加共済掛金の払込方法)(4)ならびにこの共済契約に適用される普通共済約款および他の特約の規定に従い、当会がこの共済契約を解除した場合は、未経過期間に対する共済掛金と未払込分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ⑤この共済契約に適用される普通共済約款および他の特約の規定に従い、共済契約者または被共済者がこの共済契約を解除した場合は、既経過期間に対し月割^(注)をもって計算した共済掛金と既に領収した分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ⑥第5条(分割共済掛金不払の場合の当会による共済契約の解除)の規定により、この共済契約が解除となった場合は、既に払い込まれた既経過期間に対応する共済掛金は返還しません。

(注) 月割

1 ヶ月に満たない期間はこれを切り上げて算出します。

第7条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款および普通共済約款に付帯される他の特約の規定を準用します。疾病手術に伴う費用保障特約